

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 資料」

令和3年度

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、
多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 資料」

- 北海道・東北ブロック
- 関東・甲信越ブロック
- 東海・北陸ブロック
- 近畿ブロック
- 中国・四国ブロック
- 九州ブロック

※個人情報保護のため、資料中の事例部分については、
削除して取りまとめた。

＜各ブロック研修の実施状況＞

地域別ブロック	主催センター	開催方式	開催日数等	参加対象	参加人数
北海道・東北	山形定着	オンライン	2月16日（水）	一般	125名
関東・甲信越	静岡定着	オンライン	11月11日（木）	一般	363名
			11月12日（金）	定着職員 （事例検討）	66名
東海・北陸	富山定着	オンライン	2月18日（金）	一般	120名
近畿	兵庫定着	オンライン	12月23日（木）	定着職員 （事例検討）	35名
			3月1日（火）	一般	95名
中国・四国	香川定着	オンライン 実地会場	11月26日（金）	一般	136名
九州	沖縄定着	オンライン	2月9日（水） ～3月18日（金） （オンデマンド配信）	一般	260名
			2月16日（水）	定着職員 （事例検討）	27名

※オンラインと実地会場のハイブリッド方式の場合、参加人数は両者の合算値。

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 北海道・東北ブロック資料」

令和3年度 全国地域生活定着支援センター協議会 北海道・東北ブロック地域生活定着支援センター研修会

刑事施設(刑務所、留置場等)には、多くの高齢者や障がい者がおり、釈放後にも生活困窮や社会的孤立に陥ることと、再犯をくり返してしまう現状があります。

地域生活定着支援センターは、保護観察所や矯正施設等と連携し、このような方々が福祉サービスを利用して地域で安心して暮らしていけるように支援を行っており、今年度からは被疑者・被告人段階での支援(入口支援)を全国的に開始しております。こうした支援を展開するためには、行政機関や福祉事業所等の関係機関からのご協力が不可欠であり、より一層の連携が求められます。

そこで、罪に問われた高齢者や障がい者の支援について理解を深め、具体的な支援の取り組みにつなげることを目的として、本研修会を開催いたします。

【 プログラム 】

時 間	内 容
12:15～	受付開始
13:00～13:05	開会・オリエンテーション
13:05～13:15	【挨拶】 全国地域生活定着支援センター協議会 会長 高原 伸幸
13:15～13:45	【報告】 『「被疑者等支援業務」について - 何が変わり、何ができるのか - 』 厚生労働省 社会・援護局総務課 矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史
13:45～15:15	【基調講演】 『 刑務所出所者等への社会復帰支援に求められる視点 』 NPO 法人マザーハウス 理事長 五十嵐 弘志
15:15～15:25	休 憩
15:25～15:55	【活動紹介】 『 地域生活定着支援センターの支援状況の紹介 』 ・ 事例紹介 ～ 入口支援 ～ 青森県地域生活定着支援センター 所長代理 長内 正彦 ・ 事例紹介 ～ フォローアップ ～ 山形県地域生活定着支援センター 相談員 沓澤 航
15:55	終 了

令和3年度社会福祉推進事業
全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロック地域生活定着支援センター研修会

「被疑者等支援業務」について

— 何が変わり、何ができるのか —

厚生労働省 社会・援護局総務課
矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史

地域生活定着促進事業の概要

厚生省ウェブサイト（矯正施設退所者の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業） | 厚生労働省（mhlw.go.jp））

■事業名：地域生活定着促進事業

→平成21年7月 地域生活定着支援事業（地域生活定着促進事業）事業化
原則各都道府県に1か所（北海道のみ2か所／全国48センター）

■根拠：生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号）

→「地域生活定着促進事業実施要領」に基づき実施

■実施主体：都道府県 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可

■事業内容：

1. コーディネート業務：（特別調整・一般調整）

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. フォローアップ業務

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. 被疑者等支援業務

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. 相談支援業務

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5. 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

「地域生活定着支援センター」の業務内容（令和2年度まで）

令和2年度までの業務内容

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



「相談支援業務」について

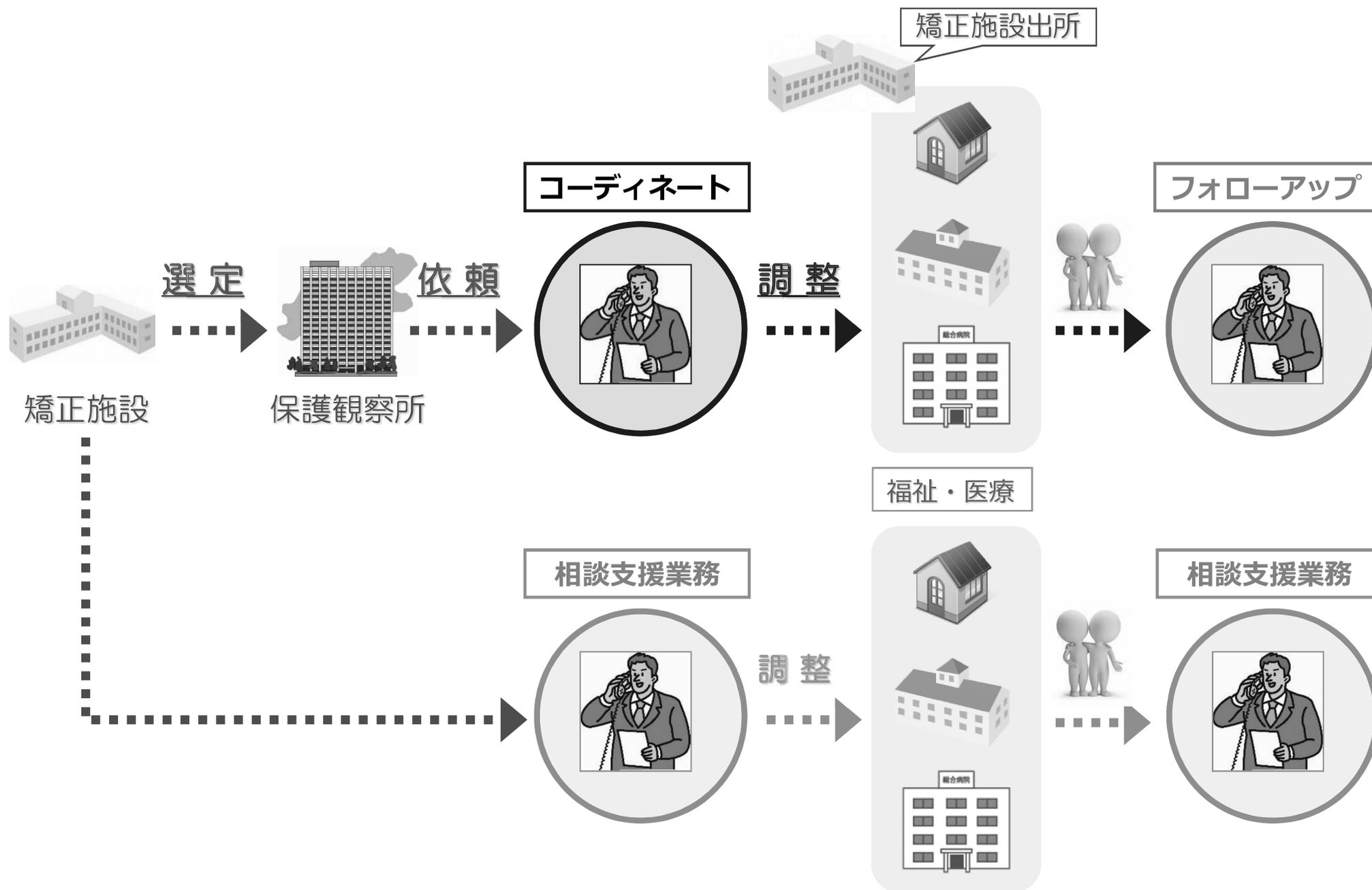


- ◆ 矯正施設等を退所した本人（障害者、高齢者）又はその家族、
その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談。

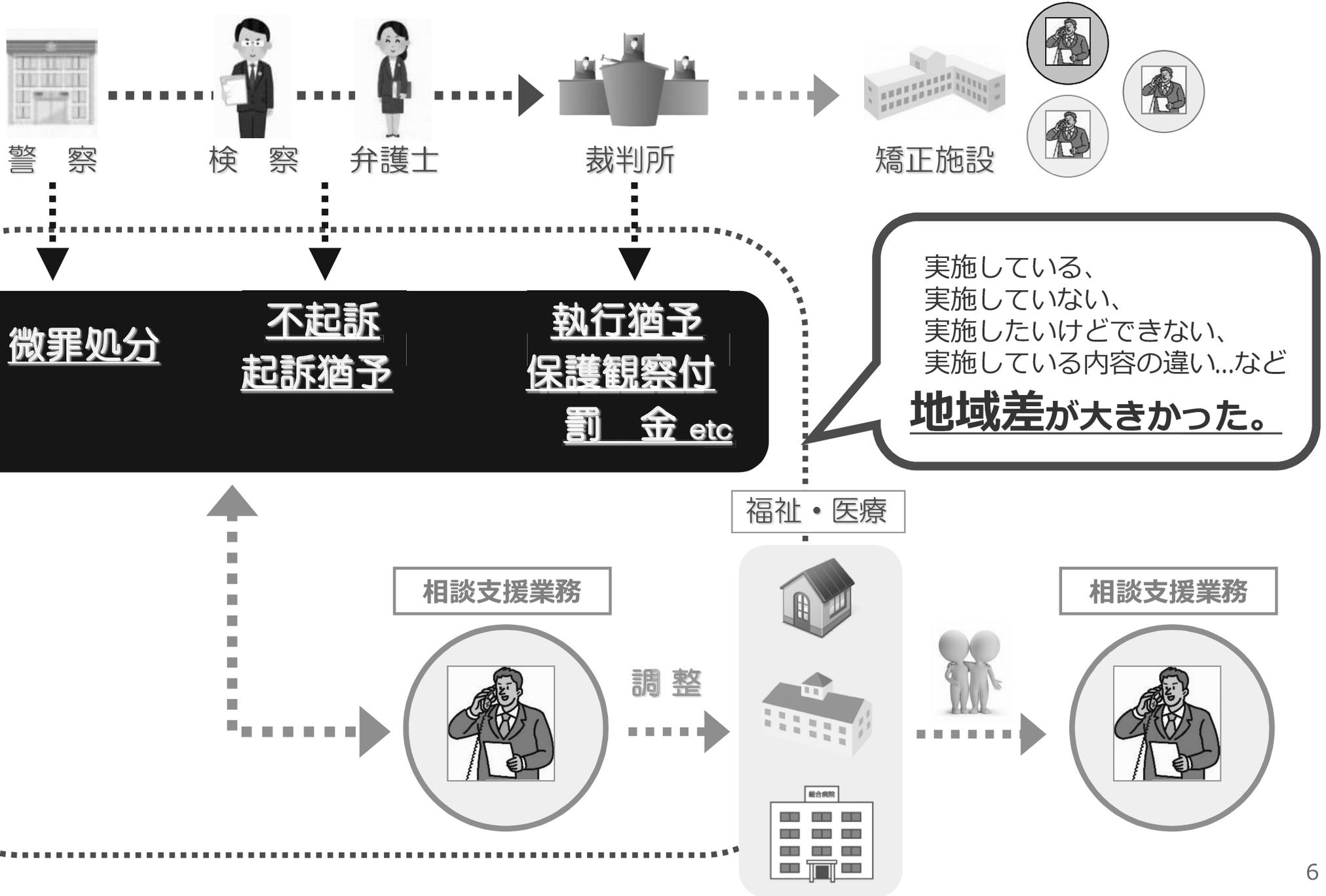
（例）「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」等

- ◆ センターが福祉的な支援を必要とすると認める者

矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）



捜査・公判段階（入口支援）から関与した場合の業務フロー



令和3年度『被疑者等支援業務』の開始

定着支援センターによる新たな入口支援

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



被疑者等支援業務



定着支援センターによる
新たな入口支援

○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1. (2) ③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な人口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2 (3) ウ

（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2 (3) オ

満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針2019

第2章 5. (7) ②

（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる人口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ(令和元年12月26日)(抄)

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 断らない相談支援

○断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。

○相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

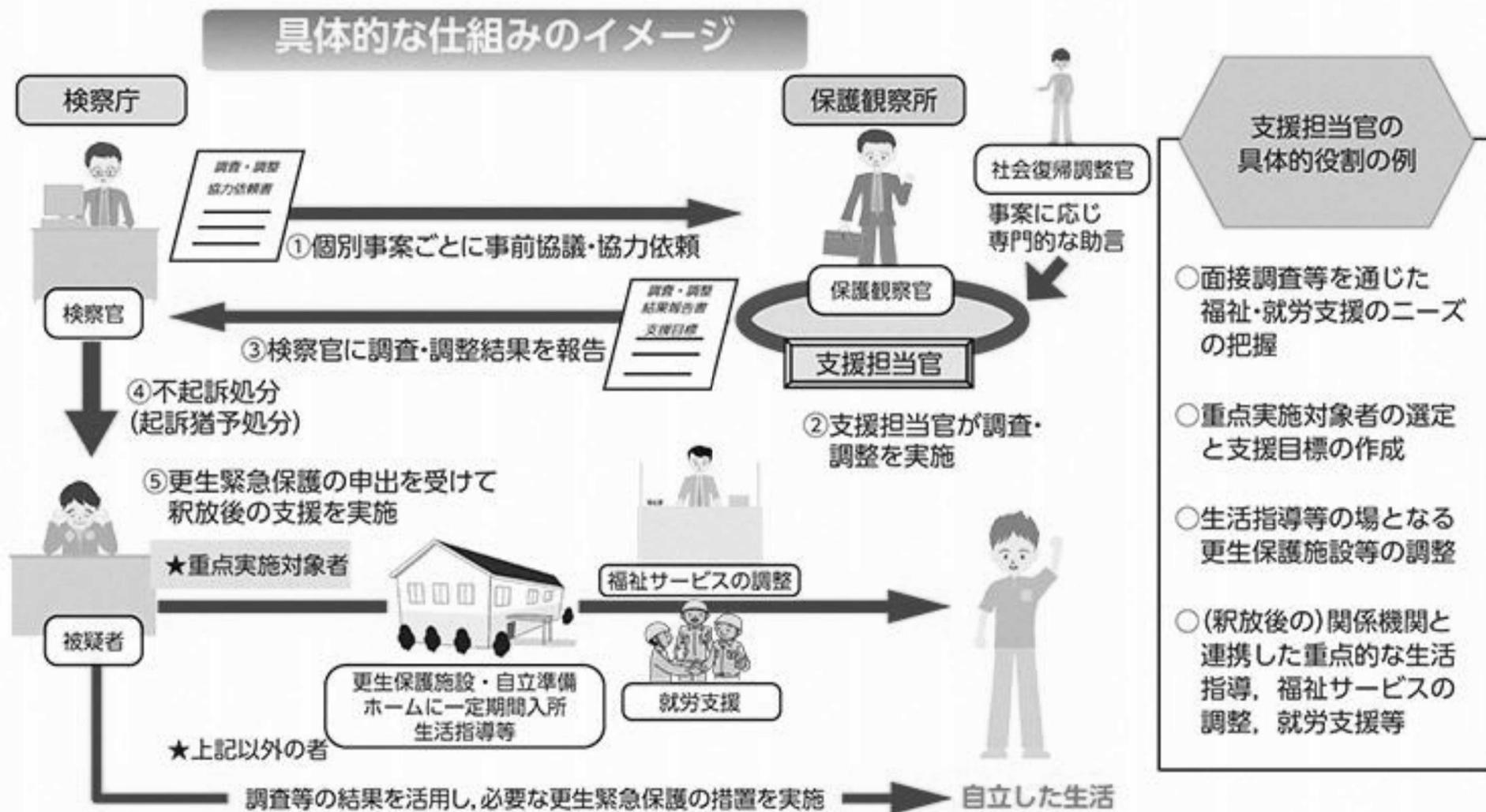
4 都道府県及び国の役割

○広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html)

平成25年10月から保護観察所7庁において、対応する地方検察庁と連携し、起訴猶予処分となり更生緊急保護の申出をすることが見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等(事前調整)を実施する取組が試行された。26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。



注 法務省保護局の資料による。